

平成28年（ワ）第3号 放送受信料請求事件

原告 日本放送協会

被告 宮内正蔵

申 入 書

2016年8月18日

奈良地方裁判所 民事部4B係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

頭書事件の弁論再開について、下記のとおり、申し入れる。

記

1 はじめに

新たな論点について被告に反論の機会を与えることなく判決を下すことが手続保障に反することや、被告が予定している主張・立証の骨子等については、2016年7月4日付け弁論再開申立書及び同月5日付け弁論再開申立補充書記載のとおりである。

2 弁論再開について

御庁が弁論を再開しないとすれば、その理由は、訴訟手続の遅延を回避することにあると思われる。

ところが、即時抗告却下決定が確定した7月6日から40日以上も経過しているにもかかわらず、御庁からは何の連絡もなく、訴訟手続が中断したまま無意味に時間が経過している。即時抗告却下決定の確定後にこれだけの時間をかけるのであれば、弁論を再開して被告に反論の機会を与えたとしても、訴訟手続の遅延という観点から問題が生じるとは考えられない。

そうであれば、一刻も早く弁論を再開し、被告に反論の機会を与えるべきである。

3 併合審理の要請

被告と原告との間には、本訴とは別に、平成28年（ワ）第380号放送法遵守義務確認等請求事件（以下、「別訴」という。）が御庁に継続している。

別訴のうち、確認の訴えの部分は、NHKが放送法4条に則った放送を行う義務があることの確認を求めるものである。

他方、本訴は、NHKが被告に対して、放送受信契約に基づいて放送受信料の支払いを求めるものであるところ、被告は、NHKが放送法4条に違反した放送を行っていることを理由に同時履行の抗弁を主張するなどして争っている。

両事件は、訴訟物こそ異なるが、その争いの本質は、NHKと被告の権利・義務関係（放送受信料の法的性質やNHKが受信契約者に対して放送法4条を遵守する義務を負うか否か等）を明確にするという点にあり、その点で、本訴と別訴は共通の事柄が問題になっており、自ずと攻撃防禦方法も共通することになる。

このように、本訴と別訴は、当事者及び攻撃防禦方法に共通性があることから、弁論を併合した上で統一的な審理を行った方が訴訟経済に資するし、判決相互の矛盾抵触を回避することにもつながる。

以上のとおりであるから、両事件を併合の上、審理するよう求める。

弁論再開・併合に際しては、2016年7月16日付けの裁定合議による取扱いを求める上申書に記載の理由により、裁定合議事件として取り扱われるよう要請する。

以上